

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
1	実施方針（案）	4	第2-1-(3)-イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築について	質問 「現在民間企業と行っているAI技術をはじめとする新たな技術の導入を見据えたシステム構築を行う」とありますが、AI技術導入に必要な要件を開示いただけますでしょうか。	監視制御システム側のデータ（状態信号、計測信号、故障信号、履歴情報等）を汎用インターフェースを用いて出力できることです。
2	実施方針（案）	4	第2-1-(3)-イ 運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築について	質問 「現在民間企業と行っているAI技術をはじめとする新たな技術の導入を見据えたシステム構築を行う」とありますが、現行のAI技術における詳細情報は受注者に無償提供いただけますでしょうか。	共同研究システムへのデータ提供のみを想定しているため、共同研究システム内容の事業者への情報提供を行うことは想定していません。
3	実施方針（案）	5	第2.1.(3).イ	質問 「将来オペレーターの支援に寄与する新技術等が開発され、導入が可能となった際にも、容易に導入できる環境を構築する」とありますが、将来導入する環境として、クラウド環境を選択肢として想定されているでしょうか？	プラントネットワークとクラウド環境の接続は想定しておりません。
4	実施方針（案）	5	第2-1-(3)-エ 情報通信ネットワークの強化について	質問 「現行のセキュリティレベル以上に保つ」とありますが、現行のセキュリティレベルを開示いただけますでしょうか。	現行は閉域ネットワークでのシステム構築を行うことを基本としてセキュリティ対策を行っています。入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示します。
5	実施方針（案）	5	第2-1-(3)-エ 情報通信ネットワークの強化について	質問 「現行のセキュリティレベル以上に保つ」とありますが、セキュリティレベルの判断には無線通信も判断の対象に含まれますでしょうか。	含みます。
6	実施方針（案）	7	委託禁止業務	質問 「委託禁止業務」とありますが、禁止の対象をご教示ください。	下記事項を想定しています。詳細は入札公告時の事業契約書に記載します。 ・本業務のうち設計業務等の全部を一括して、又は設計図書において発注者が指定した主たる部分を委託すること。 ・本業務のうち工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して委託すること。
7	実施方針（案）	7	第2.1.(7) 事業の範囲	質問 「委託禁止業務」の内容をご教示願います。	下記事項を想定しています。詳細は入札公告時の事業契約書に記載します。 ・本業務のうち設計業務等の全部を一括して、又は設計図書において発注者が指定した主たる部分を委託すること。 ・本業務のうち工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して委託すること。
8	実施方針（案）	7	配置技術者について	意見 第2-1-(8) 設計、施工期間における建設業法第26条第1項及び第2項に基づく技術者について、長期にわたるため対象機場毎に別々の技術者（複数人）を配置できるようにご検討いただきたいと存じます	基本的には通常の工事同様、建設業法に基づいた対応を求める予定です。
9	実施方針（案）	7	第2-1-(8)-ア-（ア） 設計・施工期間について	質問 設備・システムの実運用可能年度が設定されていますが、新旧の設備・システムが混在する期間も新旧の設備・システム間を通信接続する必要があると思いますでしょうか。 （例：新設の柴島浄水場浄水管理設備が令和12年度に実運用開始しますが、新設の統合水運用システムは令和15年度まで実運用開始しないため、令和13～15年度は既設の統合水運用システムを実運用することになります。その間、新設の柴島浄水場浄水管理設備と既設の総合水運用システムを通信接続しなければ、総合水運用システムの柴島浄水場のデータは監視・制御できなくなります。）	旧システムが稼働している間は旧システムへの通信接続が必要です。
10	実施方針（案）	7	第2-1-(8)-ア-（ア） 設計・施工期間について	質問 設備・システムの実運用可能年度が設定されていますが、新旧の設備・システムが混在する期間も新旧の設備・システム間を通信接続する必要がある場合、既設設備・システムの機能増設・試験が必要であると考えますが、既設設備・システムの機能増設・試験は本事業範囲外と考えてよいでしょうか。	旧（既設）システムの改造、試験については本事業範囲外です。 ただし、旧設備・旧システム側との通信試験にかかる本システムの試験等については本事業範囲です。
11	実施方針（案）	7	第2-(8)-ア-（ア） 設計・施工期間について	質問 設計成果物の提出時期は決まっていますでしょうか。（各機場ごと等）	実施方針において事業対象設備の実運用時期を指定しておりますので、それを踏まえ設計・施工計画（スケジュール）は、事業者にて検討いただく想定です。 なお、設計成果物は、各々の事業対象設備の設計完了時点で提出いただくことを想定しています。
12	実施方針（案）	7	第2-1-(8)-イ 本事業期間終了時の取扱いについて	質問 「対象となる全ての施設が～（中略）劣化が少ない状態で各設備の維持管理期間を終了すること」とは、正常動作をしていればよいと考えてよろしいでしょうか。判断基準があればご教授をお願いします。 （電気設備の多くは劣化判断が困難であり、引渡し翌日に急に故障する可能性はあります）	基本的に当初定めた計画に沿って保守点検などの維持管理作業を15年間適切に継続し、事業終了時点で大きな異常発生が認められていない状態が目安になると考えています。
13	実施方針（案）	7	事業者の収入	意見 第2-1-(9) 施工業務に係る対価において、当該年度の4割を「前払い金」としてお支払いいただくことをご検討いただきたいと存じます。	当該年度の4割を前金払いは可能です。詳細は入札公告時に示す事業契約書に記載します。
14	実施方針（案）	7	第2.1.(9) 事業者の収入	質問 設計業務及び施工業務に係る対価としては、前払金もあってよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施方針（案）	7	事業者の収入（設計業務及び施工業務）について	質問 「市は事業者に対して、設計業務及び施工業務に係る対価を設計・施工期間中に会計年度ごとの市が認定した出来高に応じて支払う。」の記載がありますが、本件においては通常の大阪市水道局発注工事と同様に公共工事の前払金に関する規則及び大阪市水道局公共工事の前払金取扱要項に基づき、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件に同対価の一部を前払金として支出することは可能でしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から事業のVFMの向上に繋がるものと思われまます。 また、大阪市水道局におかれましては、通常の前払金4割に加え、2割の前払金が支出できる中間前払金制度も採用されておりますので、あわせて中間前払金の支出もご検討いただけますようお願いいたします。	当該年度の4割を前金払いは可能です。詳細は入札公告時に示す事業契約書に記載します。
16	実施方針（案）	8	現在価値への換算	質問 第2-2-(2) 「現在価値に換算」とありますが、具体的な換算方法をご教示ください。	現在価値への割引率を設定し、将来に支出する金額を現時点での金額に換算します。 なお、割引率は昨今の金利などから定めることを想定しています。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
17	実施方針（案）	8	サービスの定量的な評価	質問 第2（2） 「サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行う」とありますが、具体的な評価手法をご教示ください。	比較する条件を整えたうえで官で実施した場合と民で実施した場合の試算を行う予定です。
18	実施方針（案）	8	第2.2.(2) 選定方法	質問 市の財政負担見込み額は開示される認識で宜しいでしょうか。	開示する予定はありません。
19	実施方針（案）	9	落札決定基準	意見 第3 1 現時点でどのような基準を想定しているのかご教示願います。	落札者決定基準は入札公告時に示す予定です。
20	実施方針（案）	9	募集及び選定の方法について	質問 第3 1 選定は総合評価一般競争入札方式を採用予定とされていますが、公募型プロポーザル方式を検討する予定はございますでしょうか。	本事業では総合評価一般競争入札を採用する予定です。
21	実施方針（案）	9	第3.1 募集及び選定の方法	質問 総合評価一般競争入札方式において、価格による失格基準は設けられる認識で宜しいでしょうか。	本事業は総合評価一般競争入札を予定しており、低入札価格調査制度を適用する予定です。
22	実施方針（案）	9	募集及び選定スケジュール	意見 第3 2 現場調査の期間として令和6年7月とありますが、事業規模から考えて1か月間／社は最低限必要と考えますのでご検討願います。 また各機場の完成図書は入札公告と同時に閲覧可としていただきますようご検討願います。	現場調査及び完成図書の閲覧などについては、情報管理の観点から入札参加確認結果の通知以降に実施可能とする予定です。通知以降から技術提案時期までの間、一定の調整のもと現場確認、完成図書の閲覧は適宜行えるようにする予定です。
23	実施方針（案）	9	第3.2 募集及び選定スケジュール（予定）	質問 「参加表明書の受付」および「参加資格確認申請書の受付」は令和6年4月となっていますが、提出期限についてもご教示願います。時期としては、「入札説明書等に関する質問及び意見等の回答公表」後を希望します。	「参加表明書」および「参加資格確認申請書の受付」は現時点で令和6年4月から6月上旬頃までの期間を想定しています。なお、入札説明書等に関する質問及び意見等の回答は受付期限内に公表する予定です。
24	実施方針（案）	10	入札参加者について	意見 SPCには出資しないが、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業を参画させることを想定しています。「SPCには出資しないが、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負う企業やSPCから直接業務を受託・請負う共同企業体の構成員」を「協力企業」として定義に追加するのはいかがでしょうか。	協力企業の定義については用語の定義に記載しています。
25	実施方針（案）	10	入札参加者について	意見 共同企業体もしくはSPCで本事業に参加する場合、参加表明書を提出するタイミングでは共同企業体やSPCは構成できておりません。現案ですと、入札参加者は「単体企業または共同企業体もしくはSPC」としてありますが、「単体企業または共同企業体やSPCの構成員で構成される企業グループ」、とするのはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。
26	実施方針（案）	10	SPCの設立	意見 SPCの本社所在地は本事業の整備対象となる各浄水場内（建屋）に設定させていただくことは可能（大阪市内であるため）、という理解でよろしいでしょうか。	S P Cの本社所在地について、本市施設（各浄水場など）への設定は認められません。
27	実施方針（案）	12	入札参加資格（設計技術者）	意見 第3 3（2） 設計技術者を下請けから選任することを可能としていただきたいと存じます。	設計技術者を下請けから選任することは認められません。 設計技術者を選任する業者とのJVによる参画などを検討願います。
28	実施方針（案）	10	第3-3-(2)-ア-(ウ) 設計期間の技術者について	質問 設計技術者について、非専任での対応が可能でしょうか。	可能です。
29	実施方針（案）	10	第3-3-(2)-ア-(ウ) 設計期間の技術者について	質問 設計技術者について、技術者の途中交代は可能でしょうか。	可能です。
30	実施方針（案）	10,11	設計技術者要件について	質問 第3 3（2）ア（ウ）（C） 「上記（A）・（B）と同等の能力と経験を有する者」とございますがどのような内容で能力と経験を有することを示すればよろしいでしょうか。	事業者にて検討願います。
31	実施方針（案）	11	第3.3.(2).ア.(エ) 施工期間の技術者について	質問 本事業では事業期間が長期間となるため、事業契約締結時点で同一の技術者が全期間従事することを確定することは困難と考えます。については、死亡、退職等の事由の他、システムや工事現場場所ごとでの変更など、事業途中での技術者の変更を可能でしょうか。	技術者の考え方については、国の制度に基づき対応を行う予定です。
32	実施方針（案）	11	第3-3-(2)-ア-(オ) 緊急対応について	質問 「緊急対応が必要な場合、対応可能な技術者を6時間以内に配置できること」とありますが、“対応可能”の基準をご教授お願いいたします。（故障を復旧/関係部署との一次窓口等）	緊急対応が必要となった要因の分析、対応方針の立案ができることを「対応可能」の前提としています。
33	実施方針（案）	11	第3-3-(2)-ア-(オ) 緊急対応について	質問 「緊急対応が必要な場合、対応可能な技術者を6時間以内に配置できること」とありますが、“6時間以内”について『災害時、及び故障時等で6時間以内の配置確認調査』の提示でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	実施方針（案）	15	第3.4.(6) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）に基づく届出及び審査への対応（見込み）について	質問 特定社会基盤事業者該当することが確定する時期をご教示願います。	令和5年11月16日、特定社会基盤事業者に指定されています（同年11月17日に公示）。
35	実施方針（案）	16	第3.4.(8) 著作権	質問 提案書について、市が必要と判断した場合は、一部または全部を無償で使用できるとありますが、使用の際には入札参加者への確認・協議が可能でしょうか。	使用する際には入札参加者への通知をさせていただきます。
36	実施方針（案）	16	落札者決定後の手続き	意見 基本協定の締結(3月)から事業契約の締結(6月)までに数か月の期間をとっていただいておりますが、その期間において入札参加資格等が喪失した場合の落札者資格の喪失および違約金の支払いの条項が基本協定書に記載されるものと想定しております。他事例の実績では0.5%～20%と設定されておりますが、本事業においては事業規模が相応に大きく、違約金額も高額になるものと想定し、可能な限り違約金額については少額に設定いただきたく、ご検討をよろしくお願いいたします。入札参加資格喪失の中には、企業がどれだけ注意を払っても防ぎえない不慮の事故によるものを含まれておりご配慮いただきたく存じます。	ご意見を踏まえて検討します。
37	実施方針（案）	17	第3.5.(4) 事業契約の締結	質問 本事業では設計・工事と維持管理業務が並行して進行する期間が発生しますが、設計・工事請負契約と維持管理業務委託契約は別の契約のため、それぞれで契約の代表者を別として問題ない認識で宜しいでしょうか。	入札参加者（単体企業または共同企業体の代表者もしくはSPC構成員の代表企業）において契約を締結しますので、それぞれで契約を締結することはできません。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
38	実施方針（案）	17	事業契約の締結	質問 「設計・工事請負契約」「維持管理業務委託契約」とありますが、これは各々別契約と考えてよろしいでしょうか。加えて、例えば共同企業体で参画を予定する場合、契約当事者のメンバーは変わらないものの、各々の契約で別の代表者を設定し契約することは可能と考えておりますが、この理解でよろしいでしょうか。別途「覚書」において「設計・工事請負契約」「維持管理業務委託契約」は一体的に、かつ複合的な契約として担保されているため上記の内容で問題ないと理解しております。	入札参加者（単体企業または共同企業体の代表者もしくはSPC構成員の代表企業）において契約を締結しますので、それぞれで契約を締結することはできません。なお、JV及びSPCの場合において、維持管理へ移行するタイミングなどの代表者の変更については、双方協議のうえ認める方向です。
39	実施方針（案）	18	第4-1 リスク分担の基本的な考え方 (別紙1 p.2 工事完了の遅延)	意見 部材長納期による遅延は「受注者の責」又は「発注者の責」どちらになりますでしょうか。 (いずれでもない場合には注1と同様の注記を記載いただけますでしょうか。)	部材長納期化が見込まれる場合は、それを想定した上で事業計画の検討をお願いします。そのうえで、想定外の遅延を誘起する事象が発生した場合は協議させていただきます。
40	実施方針（案）	18	第4-1 リスク分担の基本的な考え方 (別紙1)	質問 別紙1にて「注1：物価変動リスクについては、近年に見られる想定外の物価上昇の状況を踏まえ、事業者リスクとする場合であっても、状況に応じて、市は事業者との協議に応じる。」と記載がありますが、状況に応じての基準について具体的にご教授願います。(受注時より物価上昇が数%以上見受けられる場合等)	事業者から申し出を受けた場合、本市にて妥当性を検討させていただき想定ですが、物価変動の一定の基準についてはご意見を踏まえて検討します。
41	実施方針（案）	18	物価変動リスクについて	意見 物価変動リスクについて、近年に見られる想定外の物価上昇が確認された場合は、状況に応じて市と事業者間で協議が可能、とありますが想定外の物価上昇という定義(参考とする物価指標、協議を行う物価指標の増加率、請負金額への反映方法等)を明確にすることは可能でしょうか。適正な事業費を積算するため(過剰なリスク費の計上を避けるため)、可能な限りリスクを明確にしたいと、ご検討よろしくお願いたします。 また、物価指標の変動と実勢価格の変動に著しく乖離が生じた場合は、適宜協議に応じていただきたく、合わせてご検討のほどよろしくお願いたします。	ご意見を踏まえて検討します。
42	実施方針（案）	18	契約保証金の納付等について	質問 「設計・施工期間中の契約保証金」について、「事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする契約金額相当額(設計業務及び施工業務に係る対価)の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。」の記載があり、履行保証保険契約に限定されていますが、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証も同等の効果があることから、履行保証手段として多くの選択肢を設けるため、その手段の一つとして加えることは可能でしょうか?	ご意見を踏まえて検討します。詳細は入札公告時に示す事業契約書に記載します。
43	実施方針（案）	22	第7.2.(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合の措置	質問 「損害賠償の請求等を行うことができるものとする。」とありますが、賠償の範囲や上限を設定いただけないでしょうか。	賠償の範囲や上限を予め決めておくことは難しいと考えます。事業契約を解除した事由に基づき、賠償の範囲等は判断することになると考えます。
44	実施方針（案）	23	第7.2.(4) 事業契約解除を行う際の措置	質問 いずれの契約解除のケースでも、「市の求めに応じて事業者が新たな事業実施者を確保する。」こととなっておりますが、契約解除が事象者の帰責事由によるものであれば事業者が確保の主となり、それ以外のケースでは貴市が確保の主となり、事業者が従となると考えて宜しいでしょうか。	契約解除が事業者の帰責事由でない場合であっても、水道事業を継続させる観点から本市より事業実施者の確保を求めることがあります。
45	実施方針（案）	23	第7.2.(4) 事業契約解除を行う際の措置	質問 「市の水道事業を継続させるために必要な期間、事業者が本事業の継続義務を負う」とありますが、事業者に帰責事由がない場合で、計画外の費用等が発生する場合は貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	基本的には、その都度協議する対応になります。現時点で具体的な事案は想定できませんが、一般論として「市の責めに帰すべき事由」に関しては、市による費用負担などが想定されますが、「いずれの責めにも帰さない事由」については、協議の取り扱いになると想定しています。
46	実施方針（案）	24	第8.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	質問 法制上及び税制上の措置の適用により、事業費の増加が発生した場合、処置について貴市と協議可能でしょうか?	お見込みのとおりです。
47	実施方針（案）	(別紙1)	経済リスク 物価変動	質問 リスク負担が受注者となっておりますが、事業期間が長期であり、昨今の社会情勢の通り将来の見通しが困難であることから、物価指標の変動に応じて価格改定が行えるようなルール設定をお願いできないでしょうか。	物価変動の指標設定等につきましては、ご意見を踏まえて検討します。
48	実施方針（案）	(別紙1)	経済リスク 物価変動	質問 ※注1に「状況に応じて、市は事業者との協議に応じる」とありますが、金額変更の方法についてガイドラインは規定していただけるのでしょうか?	その都度協議を実施することを想定しています。
49	実施方針（案）	(別紙1)	制度変更リスク 許認可	質問 許認可の変更リスクが受注者負担となっておりますが、法令変更と同様の位置付けと考えますので、法令変更と同様、本事業に係るものとそれ以外で負担者を分けるべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえて検討します。
50	実施方針（案）	(別紙1)	不可抗力リスク	質問 不可抗力は受注者の帰責事由による事象では無いため、発注者のリスク負担としていただけないでしょうか。	その都度協議を実施することを想定しています。
51	実施方針（案）	(別紙1)	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	意見 物価変動リスクについて、別紙1のリスク分担表では受注者側にリスクがございます。物価上昇は受注者側でコントロールできないリスクに当たるため、発注者側にもリスクを負担いただく表記(発注者側にも○を追記)に見直し、一定の条件下で事業費を見直す旨をリスク分担表に追記いただけないでしょうか。内閣府が公表しているPPPガイドラインにおきましても、物価変動に伴うリスクは事前に分担の在り方を検討すべきと記載されております。	物価変動については、原則、受注者にて想定・対応いただくリスクだと考えています。その上で、「物価変動リスクについては、近年に見られる想定外の物価上昇の状況を踏まえ、事業者リスクとする場合であっても、状況に応じて、市は事業者との協議に応じる。」と記載させていただいておりますが、ご意見を踏まえて検討します。
52	要求水準書（案）	2	第1.3.(1) 事業対象設備	質問 切替における設備影響や工程短縮に寄与できる機器(分電盤や中継リレー盤)については、15年間の保守対象に含めることを前提に、切替手順提案にて、流用とさせていただくことは問題ないでしょうか。	更新対象設備の設備は全て更新してください。
53	要求水準書（案）	3	第1-3-(1)-カー(A) 総合水運用システムの水需要予測について	質問 “水需要予測”機能について開示いただけますでしょうか。 また、開示可能であればいつ頃出来そうですでしょうか。	入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示する予定です。
54	要求水準書（案）	3	第1-3-(1)-カー(A) 総合水運用システムの水需要予測について	質問 “水需要予測”機能の範囲を把握するため、送配水系統図等の必要な資料を開示いただけますでしょうか。また、開示可能であればいつ頃開示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示する予定です。
55	要求水準書（案）	3	第1-3-(1)-カー(イ) 総合水運用システムの一元管理について	質問 “一元管理”機能について 想定されている機能内容について開示いただけますでしょうか。 (全設備・システムの帳票機能のことでしょうか。)	想定している浄配水場の一元管理機能は現行の総合水運用システムで構築しており、全浄配水場の総括的な管理機能のことを指します。 なお、入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示する予定です。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
56	要求水準書（案）	7	浄水処理方式	質問 第2 2（2） 更新事業期間中はそれぞれの浄配水プロセスの改訂・見直し、入出力点数の変更等は生じないと理解してよろしいでしょうか。	更新事業中においても浄配水プロセスにおける入出力点数の変更等は生じる可能性はあります。予め想定できるものは本事業で対応いただき、整備後（引き渡し後）に発生する変更等は双方協議のうえ、別途発注等で対応予定です。
57	要求水準書（案）	7	第2-4 現行の監視制御設備構成及び運転管理形態について	質問 「浄配水施設の監視制御設備の更新にあたっては、これら浄配水施設の運用に影響を与えないよう十分配慮すること」とありますが、各設備の設備停止期間や条件、既設回路構成等はいつ頃開示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示する予定です。なお、各設備の設備停止期間や条件などは、入札参加資格確認後に現場や資料をご確認いただき、事業者にて計画してください。
58	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-ア（ア）-B システムについて	質問 「自律性を備えた制御機能」とありますが、“自律性”とは具体的にどのような機能を想定されていますでしょうか。	ネットワーク異常や連系する制御装置、システムの異常時にも分散制御機能が継続でき、フェイルセーフに基づく制御機能を備えていることです。
59	要求水準書（案）	10	(1)設計に関する要求水準 ア 共通事項 (ア) B	質問 「自律性を備えた制御機能により、信頼性の高いシステムとする。」との記載がありますが、「自律性を備えた制御機能」とはどのような機能を想定されているかご教示ください。	ネットワーク異常や連系する制御装置、システムの異常時にも分散制御機能が継続でき、フェイルセーフに基づく制御機能を備えていることです。
60	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-イ システム機能について	質問 「更新にあたっては、既設機能を十分に理解、把握し、現行の制御機能を満足するとともに～（中略）通常運用に影響を及ぼさないなど、現行と同等以上の構成とする」とありますが、現行の機能、冗長化、不具合発生時の影響等はいつ頃開示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示します。
61	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-エ 各浄水プロセスの制御機能について	質問 「各浄水プロセスにおける制御機能について、可能な限り統一を図ること」とありますが、今回事業範囲内の統一という考えでよろしいでしょうか。 （事業範囲外の制御機能が浄水場毎に異なっても既設のままとする。）	お見込みのとおりです。
62	要求水準書（案）	10	運用状況の開示	意見 第3 2（1）ア（オ） 「運用状況を踏まえた適正な施設配置、構成となるように」とあります。現状の運用状況を開示願います。	入札参加資格確認後、現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にて確認をお願いします。
63	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-キ システムのセキュリティ対策について	質問 「あらかじめ設定した許可リストに基づくソフトウェアのアクセス制御を実施する等」とありますが、想定している具体例をご教示いただくことは可能でしょうか。	本事業対象設備と接続する関連システムのみを対象としたホワイトリスト方式によるセキュリティ対策などを想定しています。
64	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-コ 無停電電源装置について	質問 無停電電源装置設置に関わる既設受変電設備の機能増設は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、機能増設が必要な場合は技術提案時に示してください。
65	要求水準書（案）	10	既設空調設備の開示	意見 第3 2（1）ア（サ） 「必要に応じて空調設備を設置または更新」とあります。現状の空調設備の仕様及び計算書を開示願います。	空調設備の設置または更新については、事業者の技術提案内容（機器配置計画等）に基づき検討してください。 入札参加資格確認後、現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にてご確認下さい。
66	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-サ 空調設備について	質問 「設置場所における電気設備の熱負荷計算を実施し、必要に応じて空調設備設置または更新すること」とありますが、電気室単位で既設機器も含めた換気計算を行う必要があるため、空調設備設置、又は、対象すべての電気室の既設発熱量データをいつ頃開示いただけますでしょうか。	空調設備の設置または更新については、事業者の技術提案内容（機器配置計画等）に基づき検討してください。 入札参加資格確認後、現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にてご確認下さい。
67	要求水準書（案）	10	第3.2.(1).A.(サ)	質問 設置場所における既存の電気設備の熱負荷資料は、提示をお願いします。	空調設備の設置または更新については、事業者の技術提案内容（機器配置計画等）に基づき検討してください。 入札参加資格確認後、現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にてご確認下さい。
68	要求水準書（案）	10	第3-2-(1)-A-サ 空調設備について	質問 空調設備の設置又は更新に関わる既設受変電設備の機能増設は別途工事と考えてもよろしいでしょうか。	空調設備の設置又は更新は本事業範囲ですが、それに伴う電源側の機能増設については別途工事になります。ただし、機能増設が必要な場合は技術提案時に示してください。
69	要求水準書（案）	10	第3.2.(1).A.(サ)	質問 「必要に応じて空調設備を設置または更新すること」とありますが、現状の空調設備にて、既に容量を超過している場合、及び老朽化に伴い更新を要する場合は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	老朽化に伴い更新を必要とする空調設備の単純更新は本事業外ですが、本事業対象設備の設置に伴い既設空調設備の容量不足等が発生する場合は、本事業対象となりますので、既設空調設備の老朽化度合いに関わらず設置または更新を実施してください。
70	要求水準書（案）	10	(1)設計に関する要求水準 ア 共通事項 (イ)	質問 「システムの冗長化については不具合等発生時においても通常運用に影響を及ぼさないなど、現行と同等以上の構成とする。」との記載があります。「現行と同等以上の構成」とは冗長化されたシステムにより、一部の不具合発生時においても運用を継続できるシステムであると考えますが、現行と同等以上という表現は、既設業者が優位になる可能性があるため、機能については要求水準書にて具体的に記載ねがいます。	入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示し、公平性・透明性を確保します。
71	要求水準書（案）	10	(1)設計に関する要求水準 ア 共通事項 (ク)	意見 「浄配水施設の設備更新に伴うソフトウェア等の改造時においても、遠隔制御元からの遠隔監視制御を可能とすること。」とありますが、ソフトウェア改造時の安全性に万全を期すために、改造時には一部の運用を制限しつつ試験確認作業を行い、確認後に本運用に移行する方法を推奨いたします。ちなみに、どのような場面を想定されているかお示しいただきたく存じます。	現在、総合水運用センターで一元管理を行っているため、オペレーターが浄水場全てに配置されているわけではありません。そのため、各浄水場における制御装置改造時に必要な養生作業や改造中の運転管理は全て総合水運用センターで行えるようにしていただき、各浄水場に出向いての操作が生じることのないよう、条件として記載しております。
72	要求水準書（案）	11	第3-2-(1)-A-ウ-1 ハードウェア構成について	質問 「浄配水施設の監視装置は浄配水施設の運用に必要な台数を設置するもの」とありますが、運用方法（人員配置、作業区分等）はいつ頃開示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認後に現地確認及び詳細の資料を開示しますので、事業者にて確認をお願いします。
73	要求水準書（案）	11	第3.2.(1).A.(ウ).A	質問 監視装置について、「市の運用系統ごとに2台以上設置すること」とありますが、市の運用系統はどのような区分でしょうか。	柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、配水施設、配水情報システム、水質情報システム毎に2台以上の設置を求めています。
74	要求水準書（案）	11	第3-2-(1)-A-ウ-2 水運用計画機能について	質問 「水運用計画機能」とは、どのような仕様を想定されていますでしょうか。	水運用計画機能は、主に市内の配水量実績等から算出された需要予測に基づき、配水池バッファを考慮した送水流量、ろ過流量、取水流量計画を立案する機能のことです。
75	要求水準書（案）	11	バックアップPCSの適用範囲	質問 第3 2（1）イ（ウ） 「制御装置については・・・バックアップPCSで構成する」とありますが、適用範囲が記載されていません。既設システムに準拠すればよいでしょうか。	適用範囲については、全ての制御装置を対象としています。具体的なシステム構成については事業者にて検討してください。
76	要求水準書（案）	11	第3-2-(1)-A-エ 電源喪失時について	質問 「電源喪失時、短時間で復電した場合は、自動起動し監視操作を可能とすること」とありますが、“短時間”とはどの程度の時間を想定されていますでしょうか。	電源供給までの時間として、10秒以内程度の時間を想定しています。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
77	要求水準書（案）	11	第3-2-(1)-イ-(エ) 電源喪失時について	質問 「電源喪失時、短時間で復電した場合は、自動起動し監視操作を可能とすること」とありますが、停電時、事業対象外である現場側の設備はモード等の信号は保持されるように構築されていると考えてよろしいでしょうか。	主要な設備は全て保持されるように構築しています。
78	要求水準書（案）	11	第3.2.(1).イ.(エ)	質問 「電源喪失時、短時間で復電した場合は、自動起動し監視操作を可能とすること」とありますが、手動の操作を介することなく、監視画面まで自動で立ち上がることとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書（案）	11	第3-2-(1)-イ-(ケ) 大画面表示装置については同等以上の装置へ更新すること	質問 「大画面表示装置について同等以上の装置へ更新すること」とありますが、機能仕様についてをいつ頃開示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認後に開示します。
80	要求水準書（案）	11	第3-2-(1)-イ-(コ) ITVカメラ及びマイクについて	質問 「ITVカメラ及びマイクについて現行と同等以上のものへ更新」と記載ありますが、現行の仕様の詳細情報を開示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認後に開示します。
81	要求水準書（案）	12	第3.2.(1).コ ITVカメラの追加設置について	質問 排水ピットの状態監視用30台程度、沈殿池開放池面の監視用15台程度の、監視対象場所を事前に提示いただけるのでしょうか。	入札参加資格確認後に開示します。
82	要求水準書（案）	12	第3-2-(2)-イ 緊急時連絡体制について	質問 「6時間以内に必要な技術者の参集、部品の調達、その他復旧に必要な措置ができる緊急時管理体制」とありますが、「6時間以内」は「部品の調達」「その他復旧に必要な措置」も含めて想定されていますでしょうか。	「部品の調達」「その他復旧に必要な措置」も含めた想定はしていませんが、可能な限り早急な対応を求めます。
83	要求水準書（案）	12	第3.2.(2).ウ.(ア)	質問 「必要なケーブル」については新設機器間のケーブルとし、現場設備からの入力信号ケーブルなど、流用可能なケーブルは流用または中間接続とさせていただくことは問題ないでしょうか。	本事業では新設機器間のケーブルだけでなく、現場設備からの入力ケーブルなどについても全て新設（既設ケーブルの撤去も含め）してください。
84	要求水準書（案）	13	バックアップセンター構築	質問 第3-2-(3) 別途、仕様を開示いただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	入札参加資格確認後に情報を開示します。なお、施工条件については、要求水準書への記載を検討します。
85	要求水準書（案）	13	第3-2-(3)-ア バックアップセンターについて	質問 具体的なバックアップセンターの場所、平面・断面図等はいつ頃開示が可能でしょうか。（配置計画や、空気調和設備の選定に必要と考えます。）	入札参加資格確認後に情報を開示します。
86	要求水準書（案）	13	(3)新たに構築する機能に関する要求水準 ア バックアップセンター構築 (ア)	質問 バックアップセンターは、「市が指定する他の場所」に設置するとのことですが、予定の場所及び建屋の新築等が含まれるかどうかをご教示ください。	入札参加資格確認後に情報を開示します。
87	要求水準書（案）	13	第3-2-(3)-ア-イ バックアップセンターについて	質問 バックアップセンターは「総合水運用センター機能と同等の機能」とありますが、データサーバを持つ場合、バックアップセンターと総合水運用センターのデータを同期する必要がありますでしょうか。	ご質問のデータサーバが帳票、需要予測機能などを行うデータサーバであれば一致化の必要はありませんが、設定値の一致化を行わなければ運用が困難となる場合等については、同期機能を有する等によりバックアップセンターでの円滑な運転管理が可能となるよう検討してください。
88	要求水準書（案）	13	第3-2-(3)-イ 監視端末について	質問 「本事業の更新対象設備の遠隔監視を行える監視端末を追加設置すること」ありますが、「監視端末」の機能はどのようなものを想定されていますでしょうか。（監視のみ/総合水運用センターと同等の監視機能等）	本事業の対象設備の全てを監視できる端末の設置を想定しています。操作機能は想定しておりません。
89	要求水準書（案）	13	無線設備取り合い仕様	意見 第3-2-(3)ウに無線設備は対象外となっておりますが、取り合いの仕様（ハードウェア・プロトコル等）を開示願います。	入札参加資格確認後に開示します。
90	要求水準書（案）	13	第3-2-(3)-ウ 代替通信手段の確保について	質問 本事業の対象外である無線設備設置に伴う試験調整は本事業に含むと記載がありますが、試験調整は、無線設備との通信対向試験のことでしょうか。その際、無線設備の製造メーカーの協力・立会いが必要である場合、本事業範囲内（請負業者の責において、既設設備の製造メーカーに発注する）ということでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、通信対向試験にあたり、通信相手方の対応等については別途工事で対応する予定です。
91	要求水準書（案）	13	第3.2.(3).ウ 代替通信手段の確保（無線通信の導入）	質問 「無線設備設置に伴う試験調整及びネットワーク管理については本事業に含む」とありますが、本事業での実施範囲は無線設備との通信を可能とする機能実装までであり、無線通信追加に伴う回線異常時の切替機能などのシステム改造については、別途設置される無線設備の詳細仕様を踏まえた協議が必要であるため、別途発注とする認識で宜しいでしょうか。	無線通信機能の構築は本事業期間（工事施工期間内）に行う予定です。通信回線異常時の切替機能や通信試験などは本事業に含まれます。
92	要求水準書（案）	13	第3-2-(3)-エ 別システムとの連携について	質問 別途民間企業との共同研究している新技術等とのインターフェース仕様について開示願います ・インターフェース種別（イーサネット/FLネットなど） ・データ種別（瞬時データ、帳票データ（GSV）など） ・インターフェース場所 ・信号項目、信号点数 ・その他、インターフェースのための必要な要件 また、仕様が未定の場合はいつ頃開示を予定されていますでしょうか。	現在、民間企業と進めている新技術については、未だ開発中であるため詳細の仕様は確定しておりません。 基本的にはリアルタイム（瞬時）までは求めない想定ですので、短周期（数秒～数分程度）でのデータ伝送を情報系LAN側から汎用インターフェースを用いて出力可能な環境を構築いただくことを想定しています。
93	要求水準書（案）	14	(3)新たに構築する機能に関する要求水準 エ 別システムとの連携	質問 「本事業で設置する監視制御システムについて、別途民間企業と共同研究している新技術等に対して、汎用インターフェースにより状態信号、計測信号、故障信号、履歴情報等を出力できる機能を構築すること。」とありますが、汎用インターフェースとはF L E T等のコントローラレベルのインタフェースを想定されているのでしょうか？それともO P C U A等のデータベースレベルのインタフェースを想定されているのでしょうか？またデータ量はどの程度でしょうか？データ更新周期についても提示ください。	現在、民間企業と進めている新技術については、未だ開発中であるため詳細の仕様は確定しておりません。 基本的にはリアルタイム（瞬時）までは求めない想定ですので、短周期（数秒～数分程度）でのデータ伝送を情報系LAN側から汎用インターフェースを用いて出力可能な環境を構築いただくことを想定しています。
94	要求水準書（案）	14	3.2.(3).エ 別システムとの連携	質問 「汎用インターフェースにより状態信号、計測信号、故障信号、履歴情報等を出力できる機能を構築すること。」とありますが、具体的な信号項目の決定も含め、新技術導入時の伝送取合追加時の改造については、別途発注される認識で宜しいでしょうか。	汎用インターフェースによる出力機能の構築は本事業範囲です。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
95	要求水準書（案）	14	(3) 新たに構築する機能に関する要求水準 工 別システムとの連携	質問 「本事業で設置する監視制御システムについて、別途民間企業と共同研究している新技術等に対して、汎用インターフェースにより状態信号、計測信号、故障信号、履歴情報等を出力できる機能を構築すること。」とありますが、本事業で設置する監視制御システムにおいては、汎用インターフェース経由で受信した情報を画面表示及び履歴蓄積する機能を有するものとし、共同研究による新技術（AI技術を活用した運転支援及び人材育成手法）の機能盛り込みは行わないものと考えますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。	現在、共同研究を進めている新技術等との取り合いについては、汎用インターフェース経由での受信ではなく、本事業で設置する監視制御システムからのデータ送信機能の構築を考えております。今回システムにおいて新機能を構築することではなく、別システムにデータを出力できるようにすることを考えています。
96	要求水準書（案）	14	(3) 新たに構築する機能に関する要求水準 工 別システムとの連携	質問 「本事業で設置する監視制御システムについて、別途民間企業と共同研究している新技術等に対して、汎用インターフェースにより状態信号、計測信号、故障信号、履歴情報等を出力できる機能を構築すること。」とありますが、本事業で設置する監視制御システムにおいては、汎用インターフェース経由で受信した情報を画面表示及び履歴蓄積する機能を有するものとし、共同研究による新技術（AI技術を活用した運転支援及び人材育成手法）の機能盛り込みは行わないものと考えますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、新技術へのデータ渡し部分の確認については本事業に含みません。
97	要求水準書（案）	14	取合等に関する条件について	意見 第3-3-3記載の条件以外に関連工事、別途工事があればご教授下さい	関連工事としては、浄水場の耐震化工事や配水場の監視制御設備の更新等を予定しています。具体の実施時期等に関しては適宜本市より情報提供の上、協議を実施します。
98	要求水準書（案）	14	3 取合等に関する条件 (1) 既設設備との取り合いに関する条件	質問 「イ 出先配水場監視制御設備との取り合い、エ 庭窪浄水場浄水管理設備と守口市との取り合い、オ 豊野浄水場浄水管理設備と楠葉取水場監視制御設備との取り合い、カ 配水情報システムと事務系情報システムサーバとの取り合い、キ 配水情報システム及び水質情報システムとテレメータ発信局との取り合いをEthernet通信取り合いとする。」とありますが、公平性の観点から、インターフェース試験に必要な人員（既設改造～試験確認のための既設側の人員）については大阪市様にてご用意いただき、取り合い先側に関わるコストは本事業範囲には含まれないとの認識でよろしいでしょうか？また通信プロトコルは開示いただけるものとの理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
99	要求水準書（案）	14	3 取合等に関する条件 (1) 既設設備との取り合いに関する条件	質問 「ア 浄水場管理設備と浄水施設内の高度浄水処理施設制御設備との取り合い（ア）柴島浄水場及び庭窪浄水場との取り合い、ウ 庭窪浄水場監視制御設備と浄水施設内の送水ポンプゲートウェイとの取り合いをFiberによる通信取り合いとする。」とありますが、公平性の観点から、インターフェース試験に必要な人員（既設改造～試験確認のための既設側の人員）については大阪市様にてご用意いただき、取り合い先側に関わるコストは本事業範囲には含まれないとの認識でよろしいでしょうか？またデータ割付は開示いただけるものとの理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
100	要求水準書（案）	14	3 取合等に関する条件 (1) 既設設備との取り合いに関する条件	質問 需要予測システムが稼働する為には、一定期間（1年近く）の情報蓄積が必要となります。既設設備は新旧両方のシステムと取り合いできる構成になっているのでしょうか？できない場合、公平性の観点から旧システムとのデータ等値化方法について開示いただきたくお願いします。（旧システムのデータを新システムへ移行できるのは既設業者のみと考えますが、いかがでしょうか）	基本的に需要予測システムは新たに事業者にて構築してください。需要予測機能の稼働時期を見据え、事前に予め必要な情報を事業者にて収集することを基本としますが、過去データ等で必要な情報は必要に応じて本市から提供します。
101	要求水準書（案）	14, 15	第3-3-3(1) 既設設備との取り合いについて	質問 豊野浄水場浄水管理設備と城東配水場「通信装置」との取り合いは、VPN回線でのEthernet通信取り合いでよろしいでしょうか。 ※ア～クに記載ないが、開示資料：システム構成図p. 3に記載あり	お見込みのとおりです。
102	要求水準書（案）	15	国交省との取り合い	意見 第3-3(1)ク 国交省との取り合いが「無線通信」とあるが、取り合いの仕様（ハードウェア・プロトコル等）を開示願います。	入札参加資格確認後に開示します。
103	要求水準書（案）	15	本事業で更新する監視制御設備への機能追加	質問 第3-3(3) 技術提案時に改造費用の提案を求められますが、改造仕様、施工条件をお示しいただけると理解してよろしいでしょうか。 お示しいただける場合、帳票枚数、信号点数（入出力点数）、画面枚数、システム影響範囲等具体的に示していただけるとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書（案）	15	第3-3-3(1)-イ（ア） 別途工事のVPN回線への切替について	質問 異配水場、大淀配水場、長居配水場、咲洲配水場、工業用水道鶴見配水場、工業用水道桜宮配水場の別途工事によるVPN回線への切替時期は、本事業の工程と合わせるものと考えてよろしいでしょうか。	事業工程は事業者が立案してください。ただし、基本的には事業者の施工前、もしくは施工に併せてVPN回線への切替を行う予定です。
105	要求水準書（案）	15	第3-3-3(2)-ア 既設設備との接続について	質問 「既設設備との接続に必要な設備構築および試験調整等は本事業範囲」とありますが、既設設備側との通信仕様のすり合わせ、通信対向試験に既設設備の製造メーカーの協力・立会いが必要であっても、本事業範囲（請負業者の責において、既設設備の製造メーカーに発注する）ということではよろしいでしょうか。	既設設備との通信を実現するためには既設設備側の改造が必要となります。既設設備側の改造、通信試験などは本事業範囲外で別途発注を行いますので、通信を実現するために必要となる通信仕様のすり合わせは別途改造工事業者と実施してください。なお、対向試験に必要な試験調整（既設設備側）は本事業対象外ですが、対向試験に必要な試験調整（本事業設備側）は本事業範囲となります。
106	要求水準書（案）	15	第3-3-3(2)-ア 各対象設備の切り替えに伴う既設設備との取り合いについて	質問 「既設設備との接続に必要な設備構築及び試験調整等は事業範囲」「既設設備の改造については、別途工事」とありますが、改造に関わる既設との試験調整は本事業に含みますでしょうか。	既設設備との通信を実現するためには既設設備側の改造が必要となります。既設設備側の改造、通信試験などは本事業範囲外で別途発注を行いますので、通信を実現するために必要となる通信仕様のすり合わせは別途改造工事業者と実施してください。なお、対向試験に必要な試験調整（既設設備側）は本事業対象外ですが、対向試験に必要な試験調整（本事業設備側）は本事業範囲となります。
107	要求水準書（案）	15	第3-3-3(2)-ア 既設設備改造範囲について	意見 「既設設備改造範囲が最小限となるよう検討し発注者に提案すること」とありますが、既設設備改造範囲を明確にするためには、既設調査と並行して切替手法の検討も必要となりますが、入札公告から技術提案書提出までの6か月で対応することは実質困難です。要求水準書記載内容のみの情報では既設メーカーのみが可能と考えますので、公平性の観点から各対象設備の切替にあたって必要と想定される機能増設内容の開示をお願いいたします。また想定される切替手順書、全体工事工程表の開示もあわせてお願いします。	本事業設備の整備にあたっては既設設備側の改造にも配慮いただき、改造範囲が可能な限り最小となるように検討してください。入札参加資格確認後に既設機能の詳細は開示します。当該情報を確認のうえで、事業者にて切替手順や全体工事工程を検討してください。

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名称	頁	該当箇所	質問・意見	回答
108	要求水準書（案）	15	第3-3-(3) 事業期間中に別途市が行う浄配水施設の設備更新等について	質問 現在予定されている具体的な別途工事の時期、内容は開示されますでしょうか。	関連工事としては、浄水場の耐震化工事や配水場の監視制御設備の更新等を予定しています。具体の実施時期等に関しては適宜本市より情報提供の上、協議を実施します。
109	要求水準書（案）	15	第3-3-(3) 「本事業対象設備のソフトウェアの改造等については、技術提案時に示された改造費用に基づいて、別途発注」	質問 想定されている本事業対象設備のソフトウェアの改造等の対象設備を機器単位で既設メーカーをご教示お願いします。	入札参加資格確認後に既設設備の詳細は開示します。
110	要求水準書（案）	15	(3) 事業期間中に別途市が行う浄配水施設の設備更新等に伴って必要となる本事業対象設備のソフトウェアの改造等については、技術提案時に示された改造費用に基づいて、別途発注を行う。	意見 技術提案時に示す必要がある本事業対象設備のソフトウェアの改造費は、技術提案レベルで検討したシステムに対する改造費用となります。実施設計後にシステム構成機器が変更となったり、人件費や部材費の高騰などで改造費用は変わることが考えられますので、本事業対象設備のソフトウェアの改造費等は参考価格扱いとして頂けますようお願いいたします。	提示の内容に基づき協議を行うことは可能ですが、技術提案時に提案された内容が基本となります。自らが構築する設備によって大きく提案内容が変わらないことを前提に改造費用を検討してください。
111	要求水準書（案）	15	第3.3.(3) 本事業で更新する監視制御設備への機能追加に関する条件	質問 「事業期間中に別途市が行う・・・技術提案時に示された改造費用に基づいて、別途発注を行う」とありますが、改造内容はいつ示されるのでしょうか。	入札公告以降に示します。
112	要求水準書（案）	17	第4-3-(2) (2)緊急時連絡体制について	質問 「6時間以内に必要な技術者の参集」とありますが、休日夜間も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書（案）	17	故障修理等の作業（24時間オンコール体制）	質問 第4-3-(3) 故障修理のご依頼による技術者派遣費用・部品等の費用は別途有償扱いと理解してよろしいでしょうか。	基本的には維持管理上、必要な修繕等については予め維持管理計画に反映し、必要な費用についても考慮してください。そのうえで、万一予想できない事象などが生じた場合には、協議によります。
114	要求水準書（案）	17	第4-3-(3) 維持管理体制について（24時間オンコール対応）	質問 故障修理は別途発注でしょうか。	基本的には維持管理上、必要な修繕等については予め維持管理計画に反映し、必要な費用についても考慮してください。そのうえで、万一予想できない事象などが生じた場合には、協議によります。
115	要求水準書（案）	17	第4-4 維持管理の要求水準	質問 「必要に応じて修繕や取替等を行う」とありますが、事業者の判断との認識でしょうか。	お見込みのとおりです。維持管理業務は、事業者の判断にて計画・実行してください。
116	要求水準書（案）	17	第4-4 維持管理期間終了時の引き渡しについて、	質問 「対象となる全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、著しい損傷及び劣化が少ない状態」とは、正常動作をしていればよいと考えてよいでしょうか。 判断基準があれば、ご教示ください。 (電気設備の多くは劣化判断が困難であり、引渡し翌日に急に故障する可能性はあります)	基本的に当初定めた計画に沿って保守点検などの維持管理作業を15年間適切に継続し、事業終了時点で大きな異常発生が認められていない状態が目安になると考えています。なお、維持管理期間中に想定と異なる状況が生じた場合には、その取扱いについて双方協議の対象とします。
117	要求水準書（案）	17	第4.5.(1) 工事完了前の維持管理業務計画書について	質問 「工事完了後から維持管理終了日までの期間を通じた業務遂行に必要な以下の事項を記載」とあり、人員体制がありますが、15年間と長期にわたるため、途中で人員の変更が発生すると思われます。その場合、年度ごとの維持管理計画書にて反映して提出することで問題ないでしょうか。	維持管理業務が適切に履行される前提のもと、人員の変更は年度ごとの維持管理計画書に反映して提出してください。
118	要求水準書（案）	17	第4.5.(1).カ その他必要な事項	質問 「期間中の関連部品の改廃などのやむ負えない事情があり、市が認める場合においてはその変更を可能とする」とありますが、外部環境の変化等による事前に想定することが困難である事情の場合は、金額変更を含めた設計変更の協議は可能でしょうか？	お見込みのとおりです。
119	要求水準書（案）	-	SPC設立・運営業務	質問 実施方針の中では、SPC設立についても視野に入れていると思いますが、要求水準書の中でSPC設立、運営業務の記載がありません。現時点の事業費に含まれているという理解でよろしいでしょうか。	本事業では、複数の参加者構成（単体、JV、SPC）を認めており、事業運営上必要な費用を計上しています。